下記にあてはまりますか？	手続き内容	必要なもの	本庁舎窓口	該当欄	受付状況
上下水住宅					
新住所の水道の使用を開始する	水道使用開始の届出	開栓手数料600円	11番 上下水道 総務係 ☎0242-55-1181		
旧住所の水道の使用を中止する	水道使用中止の届出	閉栓手数料600円			
新住所の下水道の使用を開始する	下水道使用開始の届出				
旧住所の下水道の使用を中止する	下水道使用中止の届出				
下水道を使用中の住所で、転居によって使用人数が増えるまたは減る	下水道使用人数変更の届出				
浄化槽を使用している（個人設置型）	浄化槽の管理者変更届				
町営住宅に入居している	入居者異動の届出		11番 管理係 ☎0242-55-1181		

会津美里町公式ホームページ　https://www.town.aizumisato.fukushima.jp

手続きチェックリスト

転居

R7.8.25更新

所要時間目安　30分～90分

個々の事情や世帯の状況により必要な手続きが変わりますので、所要時間もそれぞれ異なります。

窓口の混雑状況によりお待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

本庁舎のほか、本郷支所、新鶴支所でも手続きが可能です。

福島県大沼郡
会津美里町

【本庁舎】　〒969-6292　福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地
【本郷支所】〒969-6195　福島県大沼郡会津美里町字北川原41番地
【新鶴支所】〒969-6495　福島県大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740番地

各種手続きの詳細はこちら

必要なものに記載の「健康保険の資格がわかるもの」とは、下記のいずれか1点となります。

- 健康保険証
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書
- マイナポータルの資格情報

	下記にあてはまりますか？	手続き内容	必要なもの	本庁舎窓口	該当欄	受付状況
住民戸籍	本町内で住所が変わる	転居の届出	本人確認書類	3番 住民戸籍係 ☎0242-55-1166		
	マイナンバーカードを持っている	マイナンバーカードの住所変更	マイナンバーカード			
	住民票が必要	住民票の請求	本人確認書類			
税	本町に土地・建物を所有している	納税義務者の住所変更		5番 町税係 ☎0242-55-1166		
こども	0歳～18歳までのお子さんがいる	こどもの医療費助成の住所変更（国民健康保険加入者以外）	乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格証	6番 こども家庭支援室 ☎0242-55-1145		
	請求者の職業は公務員以外である	児童手当の住所変更				
	ひとり親である	ひとり親家庭医療費の住所変更				
	お子さんは1歳未満である	おむつ券の住所変更				
	児童扶養手当（ひとり親手当）の資格を持っている	児童扶養手当の住所変更				
	町内のこども園、小中学校に通ってる	こども園、小中学校の相談		9番 こども教育係 ☎0242-55-0344		
	町の奨学資金を利用・返還中である	奨学資金制度の住所変更		9番 総務係 ☎0242-55-0344		
障がい	障がいに関する手帳を持っている	各種手帳の住所変更	障害者手帳（身体、療育、精神）	6番 社会福祉係 ☎0242-55-1145		
	自立支援医療受給者証（病院での支払額が一定になる証明書）を持っている	自立支援医療受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証			
	重度心身障がい者医療費の受給資格を持っている	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更	障害者手帳、健康保険の資格がわかるもの			
	障がいに関する手当（特別障害者、障害児福祉、特別児童扶養手当）を受給している	障がいに関する手当の住所変更				
介護	65歳以上の方	介護保険証、負担割合証、限度額認定証の住所変更		8番 高齢者支援係 ☎0242-55-1145		
保険年金	国民健康保険に加入している	資格確認書等の住所変更	資格確認書等	8番 保険年金係 ☎0242-55-1145		
	70歳から74歳までの方がいる	高齢受給者証の住所変更	高齢受給者証			
	75歳以上の方、または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している	資格確認書等の住所変更	資格確認書等			
	各種認定証（病院での支払額が一定になる証明書）を持っている	限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の申請				

後期高齢者医療制度に加入している方の資格確認書等は、即日発行ができないため、後日郵送となります